

ドローン撮影基本的マナー

この度は吉野山をテーマに撮影していただきありがとうございます。

下記のルールを順守していただきますようお願いいたします。

- 1 日中に(日出から日没まで)撮影すること
- 2 肉眼による目視の範囲内でのドローンとその周辺を常時監視し飛行させること
- 3 第三者、建物、自動車等との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- 4 祭礼、縁日等多数の人が集まる場所の上空で飛行させないこと
- 5 爆発物等危険物を輸送しないこと
- 6 ドローンから物を投下しないこと

※ 空き地や宅地などはもちろん、神社、仏閣、線路、観光地、山林 なども私有地に含まれます。

「土地には必ず所有者がいる」とっておくことが大切です。

※ 届出書はあくまでも当自治会で飛行について把握するためのものです。飛行許可ではありませんのでご留意下さい。

※ 関係機関に届け出のない飛行につきましては事件事故等の際には当自治会ではその後の対応についてお手伝い出来ませんのでご了承下さい。

☆次ページ届け出用紙でFAXにて下記宛て送信して下さい。

届出先 吉野山自治会 山本 春洋

電話・FAX 0746-32-3158

(電話・FAX送信などは間違いのないようにご注意下さい)

吉野山におけるドローン撮影についてのお願い

この度は吉野山をテーマに撮影していただきありがとうございます。

ご存じと思いますが、地域の特性をご理解いただくとともに、下記のルールをお守りしていただきますようお願いいたします。

- 1 日中に(日出から日没まで)撮影すること
- 2 肉眼による目視の範囲内でのドローンとその周辺を常時監視し飛行させること
- 3 第三者、建物、自動車等との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- 4 祭礼、縁日等多数の人が集まる場所の上空で飛行させないこと
- 5 爆発物等危険物を輸送しないこと
- 6 ドローンから物を投下しないこと

上記の条件に同意します。

年 月 日

撮影目的			
撮影日時			
撮影場所			
撮影者 連絡先	住所		
	氏名		
	電話		携帯電話

連絡先 吉野山自治会会長 山本 春洋

電話・FAX 0746-32-3158